

「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

◎政策等の題名 : 「杉並区みどりの基本計画の改定」

◎政策等の案の公表の日 : 平成22年4月1日

◎意見提出期間 : 平成22年4月1日から4月30日まで(30日間)

上記の政策等の案について意見提出手続を行った結果、21件、延38項目の意見提出がありました。提出方法別の件数及び項目数は、以下のとおりです。

提出方法	件数(A+B)	人数(A)	団体(B)	項目数
文書	8	7	1	21
FAX	5	5	0	5
電子メール	2	2	0	2
ホームページ	6	6	0	10
その他	0	0	0	0
合計	21	20	1	38

注1) 件数: 提出件数(但し、同一主体から複数回に分けて寄せられた意見については1件とする)

注2) 項目数: 寄せられた個人毎の意見の総数(例 提出件数2件 A氏; 2項目 B氏; 3項目⇒5項目)

◎お寄せいただいたご意見と区の考え方について以下のとおりまとめました。

意見の分類	No.	意見の概要	区の考え方	修正の有無
計画の改定 背景と視点	1	「まちづくり基本計画(都市計画マスタープラン)」が上位にあり、「みどりの基本計画」も「景観計画」もこのマスタープランに従属している。この構図が「みどりを失わせていく根本原因」である。	まちづくり基本方針では、みどり豊かな住宅都市を目指し、みどりと水のまちづくり方針が定められており、緑の基本計画は都市緑地法では、それと適合することとされています。	
	2	根底の問題である住民参加、地域コミュニティに関して、民間住宅は、相隣関係、小宅地問題、緑の管理、相続等々を根底に抱えている。また、人口の増減より世帯数の増加が顕著であり、核家族化を示している。根底にある、住民参加の仕組み、地域コミュニティを作る、或いは強化する事とみどりの保全について如何に考えるか、この点は見落としてはならない。	地域コミュニティの形成過程では、参加の仕組みが重要であると考えています。そのため「みどり」を介して近隣とコミュニケーションをとることは有効と考えます。みどりのベルトづくりでは、モデル地区を指定し、その実践を進めています。	
基本方針と 目標	3	緑被率に関して、何故、緑被率が減少・増大したか、この点を明らかにする必要がある。また、緑被率25%の目標は達成可能なのか。	昭和57年から平成9年までは、屋敷林や農地等の宅地化が進んだ結果、緑被率の減少につながったと分析することができます。その後の緑被率の増加は、住宅地の緑化や測定技術の向上が進んだことによるものです。緑被率25%の目標は困難が伴いますが、区民・事業者の皆様のご協力により、実現可能な目標と考えています。	
将来像を実現するための 施策	4	芋ほりや栗拾い、柿もぎなどができる畑公園を造ってほしい。	農体験や食育について学べる場の確保が重要と考え、みどりの基本計画の中では、「学びの農園の創設」や「農業公園の開設」を目指しています。	
	5	みどりの保護・育成には莫大な費用が必要である。その費用をどうするのか明示してほしい。	樹木の保護・育成、そして維持管理には、費用がかかるのはご指摘のとおりです。区民・事業者・区が協力することで解決を図っていくための計画であると考えています。	
	6	顕彰制度にかかる手間・費用は、保護・育成に回すべきである。	みどりの保全や緑化の実践的の努力に対して顕彰する制度です。紹介するだけでなく区民・事業者の皆様にご働きかけすることも行政の役割です。良い事例が増えると、みどりの保全や緑化への取組み意識も変わってきます。	
	7	緑地を残してくれている所有者に経済的な支援をするために、他の予算を回すくらいの方向転換があっても良い。納税者として選べるのであれば、子育て支援は全家庭一律でなくても良いし、道路整備などより、緑の確保に自分の税金を使ってほしい。	今後の参考にさせていただきます。	

意見の分類	No.	意見の概要	区の考え方	修正の有無
将来像を実現するための施策	8	改定案では、杉並区自然環境調査のことに付いて触れられていない。過去30年にわたり5回(今年で6回目)行なわれている動植物に関する調査は「生きものの生息場所の保全と創出」を考え・行動する際に大いに参考となる。	基本方針「みんなでみどりを育てよう」の中の「みどりの調査・研究」で自然環境の現状把握に努めることを明記しています。また、調査結果は、引き続き施策に反映させていただきます。	
	9	調査などを踏まえた上で、多くの動植物が生息する箇所は区が率先して保全・維持に当たるべきだ。また、区内で数が減ってしまった植物などが消失の危機にある場合にはそれらの増殖事業や、自生地の改変や消滅を回避できない場合には安全な箇所への移植(近隣であることが望ましい)なども迅速に行なわれる必要がある。 学校ビオトープなどで地域在来の植物を保全活用すれば、希少な植物の絶滅危機回避だけでなく、教育的な意義も大きい。	地域在来の植物を保全・活用することは、みどりの質を高めることにつながります。また、絶滅の危機回避とともに教育的な意義も大きいと考えています。	
	10	公園などのレクリエーション機能も重要だが、地域生態系に果たす役割も同様に重要である。和田堀公園など古くから多くの人が利用する公園では踏圧などによる植物群落の消滅・劣化が進み、特に在来の草花が自生しているところはめっきり減ってしまった。その反省からレクリエーションで使用するとともに生態系を保全するところは明確に分ける必要がある。	公園の規模にもよりますが、レクリエーションで使用するとともに生態系を保全するところは分ける必要があります。近年の設計では、区民意見を取り入れ、区民の皆様の協力を得ながら保全に努めております。	
	11	民有地緑化に関して、目標を達成するために、課題、その構造を解析する必要がある。特に、住民の行動、意識を把握すべきだ。さらに、高齢化、核家族化が緑と如何に関わるか考慮すべきだ。	平成14年までのみどりの実態調査で、緑化に関するアンケート調査を行い、今計画改定では区民意向調査の結果等で区民意識を把握してきております。	
	12	杉並区は自然環境の現状を把握する為に定期的に生き物の生息状況調査を行っているが、今迄それらの調査結果をもとにした生態系保全の為の具体的な対策がとられていない。是非、調査に基づいた保全対策を立ててほしい。生き物の生息状況調査などをもとにした杉並区全体の水とみどり(生態系を含む)のネットワークの将来像をふまえて、そのインシアティブをとることが行政の役割ではないか。	生きものの生息状況調査の結果を活用してきており、今回も施策のひとつである「みどりの調査・研究」で自然環境の現状把握に努めることを明記しております。	
	13	都営住宅(ミニ公園付)が今年3月に撤去され、数十年を経た樹木等を含め、これまであった緑が根こそぎ伐採撤去された。当該跡地の緑地公園化計画を推進していただきたい。また、こうしたケースの場合、都との事前協議ができる体制さえあれば、大切な樹木や草木の生命を絶つこともなく、再緑地を計画した場合の費用節減がなされるのではないか。 屋敷林の保全については、緑化推進のために、区として宅地・分譲建物のミニ開発規制等の条例を定める必要がある。	基本方針「身近なみどりを守ろう」の中で、施策のひとつに屋敷林等の保全強化を掲げています。屋敷林等を保全するために、個々の事例に即した保全策の実施に努めていきます。	
地域別方針	14	高井戸駅に近い高井戸小学校学区内に、子供達がボール遊びやサッカー・野球ができる緑いっぱい大きな公園を造ってほしい。	公園は区民のレクリエーション活動や地域交流の場、災害時の避難場所など多様な役割を担っています。区内全域の公園配置のバランスを考慮し、公園が不足している地域では、積極的に公園用地を確保し整備したいと考えております。	
	15	60頁の「2)西荻地域」について、該当区域には貴重な生物が多く見られ、整備ではなく保全していただきたい。 (2)主要課題の「生物多様性」＝「善福寺公園の未開設部分(旧雑木林)の保全」 (3)方針の「身近なみどりを守ろう」＝「善福寺公園の未開設部分(旧雑木林)の貴重植物の保全」に変更してほしい。	60頁の「2)西荻地域」について、(2)主要課題の「生物多様性」の内容を「都立善福寺公園及び善福寺川沿いの生きものの生息空間の保全と創出」と修正します。また、公園設置にあたっては、保全の視点で都に要請していきます。	○
	16	・都立善福寺公園の未開設部分の整備については、その内の「旧雑木林」を「生物多様性」の行に追加して欲しい。また、「(3)方針」で「新しいみどりを創ろう」6)都立善福寺公園の未開設部分の整備の要請については、身近なみどりを守ろう 4)都立善福寺公園の未開設部分の内の「旧雑木林」の保全として欲しい。 その理由は、1)杉並区の重要農産物であった薪(材はクヌギ)づくりに利用された歴史を持っている 2)クヌギ林の景観はわれわれ(杉並区民)にとっての心のふるさと 3)クヌギの林は樹液レストラン 4)「旧雑木林」で確認した植物 5)食物連鎖の頂点に位置するオオタカ(環境省のレッドデータリストでは、準絶滅危惧種に指定)が冬この地区に留まり採餌物の解体場所として利用 6)キシノウエタゲモ(環境省のレッドデータリストでは、準絶滅危惧種に指定)がここで確認されている。		
	17	60頁(2)主要課題のレクリエーション 健康の所 都立善福寺公園の未開設部分の整備は、雑木林などであればそのまま残す方法で(3)の方針の中の「身近なみどりを守ろう」に入れてほしい。また、新しいみどりを創ろうの中の(6)で生かしてほしい。		

意見の分類	No.	意見の概要	区の考え方	修正の有無	
地域別方針	18	60頁の2)西荻地域に関して2箇所、修正して欲しい。 ① (2)主要課題の「レクリエーション」-「善福寺公園の未開設部分の整備」を(2)主要課題の「生物多様性」-「善福寺公園の未開設部分のみどりの保全」へと欄を変更し、文言を修正してほしい。 ② (3)方針の「新しいみどりを創ろう」-「善福寺公園の未開設部分の整備」を(3)方針の「身近なみどりを守ろう」-「善福寺公園の未開設部分の貴重植物等みどりの保全」へと欄を変更し、文言を修正してほしい。	60頁の「2)西荻地域」について、(2)主要課題の「生物多様性」の内容を「・都立善福寺公園及び善福寺川沿いの生きものの生息空間の保全と創出」と修正します。また、公園設置にあたっては、保全の視点で都に要請していきます。	○	
	19	「都立善福寺公園の未開設部分の整備」とあり、「未開設部分」とは①都立善福寺公園の旧管理所跡と②現管理所の北側道路付近(善福寺3)の2ヶ所。②については、雑木林が放置されたもので、雑木林の豊かな植生を残しているところである。「レクリエーション」「新しいみどりを創ろう」ではなく「生物多様性」「身近なみどりを守ろう」にこの場所を追加することを求める。 地面を踏み固められた公園と雑木林とでは多様性は全く違う。一度手入れされず暗くなった雑木林も、手入れをすることで美しい野草がよみがえる。 善福寺公園と隣り合わせにあることで善福寺公園の生き物が多様になっている。もちろん確かなことは調査など科学的な実証を待たねばならないが、周囲の林と池の自然が都下の公園にも負けない豊かさを生み、23区の中で高い価値を持つ、と言える。			
	20	善福寺3のクヌギ林について、杉並区で非常に希少になってしまったヒバカリ、アオオサムシ、ノダケなどの生物が残っているので、出来るなら囲いをして保存してほしい。			
	21	今回の「杉並区みどりの基本計画」を実現させるため、また車輛の渋滞の課題を併せて解決させるため、放5自動車幹線道の(三鷹322より環八手前までを対象)全面地下化を提案する。			放射第5号線については、環境影響評価などの所定の手続きを経て、平成16年に都市計画変更がなされたものです。区は、都市計画変更の際に玉川上水及び周辺の地域におけるみどりの保全や玉川上水とその沿線の地域分断を少なくするよう都に要望書を提出し、都はこれを受け、「放射第5号線事業推進のための検討協議会」を設置するなどの対応をしました。区はこの「検討協議会」の報告を最大限尊重するよう都に求め、都もこの報告を尊重し、技術的課題などの検討を進めています。区は、今後も玉川上水との連続性を保つ、豊かなみどりの中を通る道路となるよう都に求めています。
	22	「杉並区みどりの基本計画」及び「玉川上水放射5号道路計画」について意見する。 東京都に対して、放射5号自動車道路建設計画を中止し、玉川上水沿線の自然環境を保全するよう、杉並区から申し入れて欲しい。玉川上水の重要性を再認識し、分野や立場を超えた平成の人々の連携、協力関係により、後世への遺産として伝えるべきだ。			
	23	現在玉川上水は商店街が中心となって「ホテル祭り」が行われ、人々は遠く川崎や渋谷からやってくる。この祭りをさらに発展させ、歴史や文化を生かすためには玉川上水を今ある姿で守ってほしい。 また、今ある緑を生かす方法に支援してほしい。 さらに、玉川上水などの歴史遺産を守る方策を取ってほしい。現在この地区には大型道路を建設する都の計画がある。杉並区はこんな素晴らしい基本計画を策定し、実施していくのだから、これからの緑と文化都市としてふさわしい杉並を守るためにも緑を壊す計画には反対してほしい。			
24	行政の役割の⑥に「地域ぐるみでみどりの保全・創出ができるよう、区民・事業者に働きかけを行ないます。」とあるが、働きかけを行なうだけでなく、「区内の生態系の保全・向上を目標とする」と言うようなもう少し細かい区の指針を明確に打ち出し、それに沿った作業をして欲しい。また、区の職員には、そういった区の方針をしっかりと理解し働き、それらの指針・ノウハウ等は異動などで人が入れ替わっても継承されるよう引継ぎを徹底して欲しい。				
計画の推進	25	75頁21)「雨水の地下浸透化の促進」の区民・事業者の役割に「駐車場の緑化と透水性舗装の整備」を入れてほしい。	「駐車場」も含めた緑化・透水性舗装の整備と考えています。		
	26	もっと現場の状況に眼を向けるべきだ。忍川橋周辺では、杉並区土木事務所の独自の裁量によって樹齢十年以上の樹木が伐採されている。現場に目を向けず、政治的な宣言なら止めた方がよい。維持管理による税金の上乗せによる宣言なら反対である。	河川周辺の樹木につきましては、①河川通路利用者の安全確保(頭上等)、②根張りによる護岸施設への影響③民有地の塀・建物への影響等を考慮し、やむを得ず伐採することがあります。今後とも最小限の伐採に努めてまいります。		
その他					

意見の分類	No.	意見の概要	区の考え方	修正の有無
その他	27	都の治水事業が神田川下流の方から進み、桜の木が次々と切られ、見事な景観が失われている。地域のお花見会が催される和泉小横の桜にも迫ってきていて、皆心配しているが、他に方法はないか？守ることはできないか？一度切られてしまうと元の姿に戻るには何十年もかかる。説明して欲しい。 木が切られ、コンクリートばかり増える住宅地にこそもっと働きかけ、みどりのベルトをすべきだ。交通量の多い商店街ではなく、住宅街にこそ緑の多い安心して歩ける道を作ってほしい。りっぱな生けがきでなくてもいい。現実、大型車が排気ガスをまきちらして通る危ない道だけで歩行者優先の道なんてどこにもない	神田川沿いの東京都治水事業に伴うサクラの剪定では、最小限の剪定となるよう都に要望しています。また、みどりのベルトづくりは、道路緑化ばかりではなく、住宅地も緑化することで実現できるものです。道路の交通課題については、警察等の関係機関と連携し、歩行者の安全確保に努めていきます。	
	28	緑被率の定義を詳しく正確に記載すべき。仮に直径 1m の土地(それ以外は全てコンクリート舗装)に植えられた樹木の枝葉が直径 2m とすると、緑被率は 4 倍になり、それだけ樹木が植えられた面積と誤解する人がいる。	17頁に「樹木被覆地、草地、農地、屋上緑化等が区全体の面積に占める割合」のことと記載しております。	
	29	道路緑化率の定義を記載してほしい(例えば街路樹は最低0m 間隔に植付けせねばならぬとか)	「道路緑化率(%)=緑化延長÷(道路延長×2)×100」と説明を追記します。	○
	30	序章で「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並」の説明があるが、「散歩道や通学・通勤路等で利用する川や道路沿いは～」を「通学・通勤や散歩等に利用する道路沿いは～」にしたらどうか。	訂正します。	○
	31	区の計画はすべて「杉並区」をつけて正式名称にしたほうがよい。	訂正します。	○
	32	改定の視点で、「生きものは、水と緑と土によって～」とあるが、「生きものは、太陽と水と緑と土によって～」にしてほしい。(10頁)	「太陽」を追加します。	○
	33	図で「樹木被被地率」は「樹木被覆率」ではないか。(17頁)	訂正します。	○
	34	屋敷林の調査項目(案)表の「項目」の文字を揃えると見やすい。(24頁)	項目の文字を揃えます。	○
	35	営農支援で「多品種少量栽培を行い」とあるが、「多品種少量栽培が行われ」でないか。(25頁)	訂正します。	○
	36	河床緑化の定義を記載してほしい。(85頁)	河床の緑化のことです。	
	37	「生けがき」を「生け垣」にしたほうが読みやすい(99頁)	杉並区みどりの条例に合わせた表記にします。	
	38	「壁面緑化率」は「壁面緑化」でないか。(100頁)	訂正します。	○

問い合わせ
都市整備部みどり公園課みどりの計画係 TEL 03-3312-2111(内線3593)